

2025年 月 日

広島市長
松井一實 様

教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま
共同代表

教育勅語を引用した研修資料による広島市職員研修をしないことを求める要請書

教育勅語は子どもたちに「天皇のために命をささげる」ことを教え込んだ軍国主義教育の中心となる教育思想の基本原則を示すものとして1890年に明治天皇の言葉として出されました。その本質は「一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」、つまり「重大事態があれば天皇のために命を投げ出せ」ということにあります。「親孝行」や「兄弟仲よく」などの徳目がありますが、それらはすべて命をかけて天皇を守ることに結びつけられているので、教育勅語の一部を切り取り肯定して使用することは適切ではありません。

戦前の教育は教育勅語の精神を徹底して子どもたちにたたき込みました。天皇と国家への忠誠を植え付けられた若者たちは、自らの命を捨て、相手の命をも奪う侵略戦争に送り出されました。

敗戦後、「個人の尊厳」を保障する憲法と「真理と平和を希求する人間の育成」をめざす教育基本法が制定され、憲法の理念に反する教育勅語は1948年に衆議院で「排除決議」され、参議院では「失効決議」が採択されました。とくに参議院の「失効決議」では憲法・教育基本法制定で戦前の「教育の誤りを徹底的に払拭」した結果、教育勅語は廃止され効力を失っています。

松井市長は、2012年以来このような性質の教育勅語の一部を、英訳を付けて新規採用職員と新任課長級職員の研修で使用していますが、憲法が否定する教育勅語は、憲法を遵守することを義務づけられた立憲政治の下で、民主主義行政を行うべき市長をはじめとする地方公務員の持つべき理念と相容れません。従って2025年度広島市職員研修において教育勅語を引用した資料による研修をしないことを強く要請します。

以上

以下、賛同団体、賛同者